

浦安市災害時要援護者避難支援プラン

<全体計画>

平成 22 年 3 月

浦 安 市

目 次

第1章 総論	1
1 災害時要援護者避難支援プランの趣旨.....	1
2 千葉県地域防災計画及び浦安市地域防災計画との関係.....	2
3 浦安市災害時要援護者避難支援プランの構成.....	2
4 災害時要援護者の対象範囲.....	3
5 外国人、乳幼児、妊婦等の支援のあり方.....	4
6 避難支援の優先度.....	4
7 避難支援者の役割.....	4
第2章 災害時要援護者避難支援体制の整備	6
1 市における避難支援体制.....	6
2 地域における避難支援体制.....	8
3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制.....	9
第3章 災害時要援護者情報の共有及び活用	10
1 災害時要援護者情報の収集・共有.....	10
2 災害時要援護者名簿の作成及び管理.....	11
第4章 個別計画の策定	13
1 個別計画の目的.....	13
2 個別台帳の作成.....	13
3 個別台帳に盛り込む事項.....	13
4 個別台帳の更新.....	13
5 個別台帳の管理.....	14
第5章 避難所の支援体制	15
1 避難施設等における支援.....	15
2 福祉避難所の整備.....	16
3 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携.....	16
参考資料編	17
1 災害時要援護者の特徴およびニーズ（例）.....	17
2 浦安市個人情報保護条例【抜粋】.....	18
3 浦安市災害対策基本条例【抜粋】.....	19
4 浦安市災害対策基本条例施行規則【抜粋】.....	19

第1章 総論

1 災害時要援護者避難支援プランの趣旨

本市においては、大正6年9月の高潮による死者、負傷者等の人的被害や家屋の倒壊被害、昭和24年のキティ台風による家屋の倒壊被害、昭和56年10月の台風24号による浸水被害など、過去に数多くの自然災害により甚大な被害を受けています。

また、平成7年1月に発生し多数の死傷者を出すなど未曾有の災害となった阪神・淡路大震災や平成16年7月の新潟・福島などの豪雨災害をはじめ、近年においても、全国各地で発生した大規模地震、集中豪雨などの自然災害により、家屋の倒壊、河川のはん濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生しています。

こうした災害の犠牲者の多くが高齢者や介護が必要な方々であることが確認されており、現在、災害時に援護が必要と考えられる障がい者や高齢者などの援護対策が大きな課題となってきました。

千葉県を含む南関東地域では、今後30年以内に、70%近くの確率でマグニチュード7クラスの地震が発生するとの予測もあり、ひとたび大地震に見舞われた場合には、市民の生活や財産が脅かされるばかりでなく、平常時とは全く違った生活を余儀なくされることが想定されます。

さらに、災害には、こうした自然現象などに起因する自然災害以外に、危険物等災害、放射能物質汚染事故や犯罪など人為的要因に起因する災害により、人命や社会生活に対して被害が及ぶ場合も考えられます。

市は、このような自然災害や事故等による人的災害から市民の生命、身体及び財産を守るために実施すべき対策と今後の方向性を示した浦安市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）を策定しており、この市地域防災計画で規定されている災害時要援護者の具体的な支援策を具体化するため、浦安市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を策定するものです。

避難支援プランは、要援護者への避難勧告等の伝達体制の整備、要援護者情報の共有・活用、避難支援者の役割など避難支援のための基本的な考え方をまとめる全体計画と、要援護者一人ひとりの避難支援計画をまとめる個別計画とで構成されます。

本計画は、全体計画として位置づけられ、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、本市の要援護者避難支援に係る考え方を規定します。

なお、個別計画については、本計画に基づき、今後策定に取り組むものであり、要援護者一人ひとりの具体的な支援計画として要援護者の避難支援等に活用していくこととなります。

2 千葉県地域防災計画及び浦安市地域防災計画との関係

千葉県では、各市町村における災害弱者対策のガイドラインとするため、平成11年3月に「災害弱者対策の手引き」を作成しました。また、平成15年9月には、地域防災計画を見直すため、有識者や防災関係者等で構成する「千葉県防災懇談会」を設置し、大規模災害を想定した協議を行い、平成17年10月に報告書としてまとめています。

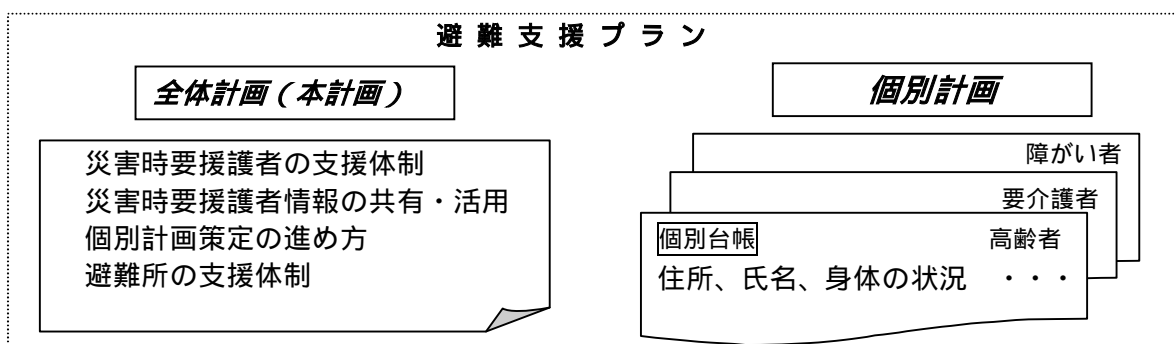
その中で、要援護者対策の充実が掲げられ、千葉県地域防災計画の見直しが行われました。さらに、平成21年10月に、県下の市町村向けに「災害時要援護者避難支援の手引き」(以下「千葉県手引き」という。)を作成しました。

また、市地域防災計画においては、要援護者への支援のための基本的な方針や目標が掲げられています。この方針や目標を具現化するため、これまで浦安市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)等により、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外のものに提供することができませんでしたが、要援護者の個人情報については、一定の範囲において情報の内部利用や外部への提供が可能となるよう、平成21年3月に制定(平成21年10月施行)した浦安市災害対策基本条例(以下「災害対策基本条例」という。)及び浦安市災害対策基本条例施行規則(以下「施行規則」という。)において必要な規定が設けられ、平常時においても、災害対策基本条例に規定する範囲内で要援護者の情報を利用及び自主防災組織等へ提供することが可能となりました。

3 浦安市災害時要援護者避難支援プランの構成

避難支援プランは、国が平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき要援護者支援に係る全体的な考え方を定めた「全体計画」と要援護者一人ひとりの支援計画を定める「個別計画」で構成されます。本計画は、このうちの「全体計画」に該当するものであり、国のガイドライン、千葉県手引き、市地域防災計画、災害対策基本条例及び施行規則をふまえて、災害時における情報伝達、避難支援体制等の整備、要援護者の避難支援等についての基本的な考え方をまとめたものです。また、「個別計画」においては、要援護者一人ひとりの住所、氏名等の基本的な情報の他、身体の状態、避難支援者、避難所、避難ルート等を定めた個別台帳を作成します。

避難支援プランの構成イメージ図



4 災害時要援護者の対象範囲

要援護者の対象について、国のガイドラインでは、“市町村は、地域の実情に合わせて要援護者を定める必要がある”とされていますが、全国における取り組みの事例では、その対象を、身体障がい者手帳が交付され障がいの程度が1級と2級、介護保険の要介護度が3以上、高齢者のみ世帯の方としている例が多く見られます。

そこで、本計画における要援護者の対象範囲は、次に類型される方々のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時における一連の行動をとるのに支援を要する方とします。

なお、福祉施設等に入所している方については、それぞれの施設における支援を受ける前提のもとで対象範囲から除くこととします。

また、一般的に要援護者といわれる外国人、乳幼児、妊婦等については、本計画においては、対象範囲から除くこととします。しかしながら、外国人や乳幼児、妊婦等については、それぞれの身体の状態や被害の状況などにより、避難支援が必要になることも想定されますので、市保有の情報や実態調査等により情報等の把握に努めるとともに、支援のあり方について検討を行います。

要援護者の類型

- ・ 身体障がい者手帳を交付されており、障がいの程度が1級又は2級で、かつ次のいずれかに該当する方
視覚障がい又は下肢、体幹若しくは移動機能の障がいでそれぞれ1級又は2級の交付をされている方（災害対策基本条例第24条第3項及び施行規則第4条の(2)に規定される方）
上記 に該当する方以外の方
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級を交付されている方
- ・ 療育手帳を交付されており、次のいずれかに該当する方
障がいの程度が㊦の方
障がいの程度がAの方
- ・ 要介護認定を受けている方で、次のいずれかに該当する方
要介護状態区分が要介護3から要介護5までに該当する方（災害対策基本条例第24条第3項及び施行規則第4条の(1)に規定される方）
要介護状態区分が要介護1又は2に該当する方
- ・ 高齢者のみの世帯の方（65歳以上）
- ・ 前各号に準じる状態にあると認められる方

5 外国人、乳幼児、妊婦等の支援のあり方

要援護者の対象については、高齢者や障がい者、要介護者の他、一般的には外国人、乳幼児、妊婦等も含まれるとされていますが、外国人や乳幼児、妊婦等は、災害時において、基本的には、自力での避難もしくは保護者等の支援による避難が可能であるとの考え方から、本計画においては、要援護者の範囲から除くこととしています。

外国人の中には日本語が理解できる方が多く、市ホームページでは、複数の外国語（英語、中国語、ハングル語）により、災害時に備えて、必要な防災情報を取得することができるようになっています。また、乳幼児については、基本的には親など家族の保護の元におり、災害時には保護者により避難が行われることを想定しています。また、妊婦については、基本的には自力もしくは家族の支援により、あるいは産婦人科病院等の施設等に入院中の場合には当該施設の支援により避難が行われることを想定しています。

さらには、市地域防災計画において、市及び関係機関は、災害時における外国人、乳幼児に対する応急対策について次のとおり規定しています。

- ア 日本語の理解が十分でない外国人の方に対しては、通訳として国際交流ボランティア等の協力を得て、市対策本部内に外国人専用の相談コーナーを設けます。また、各避難所にも国際交流ボランティアを派遣します。さらに、緊急時に必要な外国語標記を作成し避難所に配布します。
- イ 乳幼児の保育時間中に災害が発生した場合は、各保育所、幼稚園で園児の安全を確保し、保護者の引き取りがあるまで保護します。

6 避難支援の優先度

災害時における要援護者の避難支援については、まず第1に家族や近隣、地域による支援が最も重要ですが、そうした支援が期待できない要援護者の避難支援をどのように行うのが重要です。個別計画の策定に当たっては、要援護者が家族や地域による支援が受けられる状況にあるのかどうか、あるいは障がいの程度、要介護認定の程度等を考慮した上で、支援すべき要援護者の優先度について検討を行います。

7 避難支援者の役割

大規模な災害が発生し、ライフラインが寸断された場合には、行政による迅速な避難支援が期待できないことが考えられ、家族や近隣、地域住民など互いの助け合いや支えあいにより避難支援が行われることが最も重要です。しかしながら、こうした災害による混乱時においては、近隣や地域などの支援体制も十分に機能せず、要援護者への支援が十分に行われない状況となることが考えられます。そのような状況においては、避難支援者の役割は特に重要なものとなり、本計画や個別計画に従って、要援護者の避難支援を行う必要があります。

避難支援者は、災害時においては、地域住民へ避難行動を呼びかけたり、避難状況の把握に努めるなど、行政が行う避難情報の伝達、災害情報の確認・収集に協力し、さらに、個別計画に基づき要援護者の安否確認や避難支援等を行います。

また、災害時においては、要援護者の身体状態や精神状態によっては適切な避難支援等が行えないような状態になることも考えられます。そうした状況をふまえ、避難支援者は、災害時における避難支援等を迅速かつ効果的に行うため、日頃から自治会等が行う地域の防災訓練や防災活動へ積極的に参加・協力するなど、地域活動や団体活動等を通して、できるだけ要援護者とのコミュニケーションを図り、要援護者の状態をできるだけ把握しておくよう努める必要があります。

なお、避難支援者のおもな役割は次のとおりです。

平常時

- ・自治会等が行う防災訓練や防災活動への積極的な参加・協力
- ・近隣や地域、要援護者とのコミュニティの醸成
- ・要援護者の身体的・精神的状態の日頃からの把握
- ・避難支援等の進め方等に関する研究や自己研鑽

災害時

- ・避難支援者の居住地周辺における被災者の安否状況の確認や情報収集、避難行動の呼びかけ及び避難支援等
- ・個別計画に基づく要援護者の安否状況の確認や情報収集及び避難支援等
- ・他の避難支援者や地域、関係機関等との協働による避難支援等
- ・その他行政や関係機関等からの応援要請に基づく避難支援等

第2章 災害時要援護者避難支援体制の整備

1 市における避難支援体制

市は、災害時における要援護者の避難支援等を円滑に行うため、災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）や個別計画を作成し、平常時よりこれらの個人情報の保護に配慮しつつ、要援護者情報の管理・更新及び関係機関との情報共有化を行うとともに、災害時情報伝達体制の整備に取り組むなど、災害時における避難支援体制を整備します。

（1）災害時要援護者名簿及び個別計画の作成

市福祉関係部署が保有する情報や民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の保有する情報、あるいは調査等により得られた情報をもとに要援護者名簿を作成するとともに、要援護者一人ひとりの個別の支援プランとなる個別計画を作成します。個別計画では、要援護者の基本情報の他に、身体状況や災害時における避難支援者、避難所、避難ルート等をまとめ個別台帳を作成します。

（2）災害時要援護者情報の管理・更新及び共有

市地域防災計画における災害時要援護者対策は、浦安市災害対策本部援護対策部（市健康福祉部）が中心的な役割を担うこととなります。援護対策部（市健康福祉部）は、災害時において要援護者の避難支援等が円滑に実施できるよう、市関係部署や関係機関等と連携し、平常時における要援護者情報の管理・更新（要援護者名簿や個別計画の管理・更新）を行います。

また、災害時における自主防災組織等の避難支援者による避難支援活動が円滑に行えるよう、個人情報の保護に十分配慮した上で、自主防災組織等との情報の共有を図ります。

なお、個人情報の保護については、情報提供先となる自主防災組織等との間で、個人情報の管理等に関する覚書を締結し、情報の厳重な管理、適正な利用に努めます。

（3）災害時情報伝達体制の整備

避難準備情報等の発令

市は、雨量情報や気象情報、河川情報等の災害関連情報等を総合的に判断し、要援護者に対し、避難準備情報・避難勧告・指示を発令します。

市地域防災計画（風水害等編）では、河川等がはん濫注意水位に達し浸水の危険性が予測される場合等は、浸水想定区域内等の市民に対し避難準備情報を発令して市民の避難準備を促すとともに、避難行動に時間を要することが想定される要援護者の避難を促すことになっています。

その後、避難判断水位、はん濫危険水位に達するなど浸水の危険が高まった場合は、避難勧告・指示を発令することとなっています。

なお、地震災害については、現状では地震発生の危険性を予測することが困難であるため、地震が発生した場合の避難は市民による自主的な避難となるが、特に要援護者の避難については、避難支援者や自主防災組織等による迅速な避難誘導等の支援が大切となります。

市地域防災計画（風水害等編）避難発令基準の目安

種類	内容	発令基準の目安	市民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位に達したとき 近隣市区での浸水や河川の増水、降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等は計画された避難場所への避難行動開始（避難支援者は支援を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に達したとき又は一定時間後にはん濫危険水位に達すると予測されるとき 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき 排水能力の上限に達することが見込まれるとき 近隣市区で浸水が拡大しているとき 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 堤防が倒壊又は決壊したとき はん濫危険水位に達したとき 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき 防潮施設又は排水施設の稼働が困難となったとき 堤防から水があふれるようなとき 近隣市区で浸水が床上に及んでいるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象の市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を実施

情報伝達手段の整備

市は、災害時における要援護者や避難支援者への避難準備情報・避難勧告等の情報伝達は、防災行政用無線や地域防災無線やケーブルテレビ等により行います。

しかしながら、要援護者の身体的または精神的な状態によっては、情報伝達が円滑に行えないことも想定されるため、それぞれの特性に応じた取り組みが必要となる場合も考えられます。

そこで、新たな取り組みの一つとして、平成22年1月に「うらやすユビキタスタウン事業」として、災害対策基本条例及び施行規則に規定されている重要度の高い要援護者に緊急地震速報や災害時に市からの行政情報が受信できる受信機の無料貸し出しサービスを始めました。今後、全ての要援護者に防災情報

等が的確に伝わるよう、日常生活で使用している機器の活用や新たな情報伝達手段の提供による情報伝達体制の整備を図っていきます。

参考：日常の機器の活用や新たな情報伝達手段の例

視覚障がい者：広報車やラジオ、受信メールを読み上げる携帯電話による情報提供

聴覚障がい者：インターネットやケーブルテレビ等による情報提供

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等による情報提供

(4) ハザードマップ等の活用

市は、水害ハザードマップと防災拠点、避難場所、医療拠点などを明記した防災マップを活用し、避難場所、施設への情報伝達方法等を平常時から確認するよう、市ホームページ等を通じて市民へ周知します。

(5) 避難誘導の手段・経路等の確保

河川等がはん濫又は注意水位に達し浸水の危険性が予測される場合になり、避難準備情報等を発令した場合は、市と避難支援者、地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行います。

そのため、平常時から、市、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応します。

また、要援護者自身も自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに避難経路を確認しておくよう周知します。

なお、避難経路の選定に当たっては、浸水が予想される危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

2 地域における避難支援体制

(1) 地域支援ネットワークづくり

民生委員、自主防災組織、消防団あるいは福祉団体等関係機関が日頃から要援護者の所在や状態について把握し、災害時に円滑に要援護者の支援が行えるよう、地域支援ネットワークづくりに取り組みます。

(2) 防災訓練への参加の推進

要援護者と日頃から接する機会の多い福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員、障がい者団体）及び避難支援者に対し、市の防災訓練や地域における自主防災活動等への積極的な参加や協力を呼びかけるなど、地域防災力の向上に取り組みます。

(3) 防災意識の普及・啓発

日頃からの防災意識の普及・啓発をめざし、新たに市民となった世帯に対し、現在行っている防災セットの配布や消火器の無償貸し出しを引き続き行います。

また、災害に対する日頃からの備えや災害時における基本的な知識、要援護者の避難支援の方策などをまとめた避難支援行動マニュアルを作成し、要援護

者や避難支援者等に配布します。さらに、要援護者や避難支援者向けの防災講演会や研修会等を開催します。

3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制

(1) 施設等利用者の避難支援体制の整備

社会福祉施設、福祉サービス事業者等において、災害時における施設等利用者の適正な避難支援体制が整備されるよう必要な取り組みを行います。

(2) 福祉資器材や福祉車両の活用

社会福祉施設、福祉サービス事業者等が保有する福祉資器材や福祉車両が、災害時において施設利用者以外の要援護者の避難支援等にも活用できるよう必要な取り組みを行います。

(3) 福祉避難所としての活用

要援護者であって、災害時に避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方で、社会福祉施設等に入所するに至らない程度の方の避難場所として、社会福祉施設等が活用できるよう必要な取り組みを行います。

第3章 災害時要援護者情報の共有及び活用

1 災害時要援護者情報の収集・共有

災害発生時において、要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と避難支援者等関係機関との情報の共有が必要であり、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

市は、要援護者に関する情報の収集と共有については、次のとおり関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式により行います。

(1) 関係機関共有方式

市は、災害対策基本条例及び施行規則で規定されている要援護者の住所、氏名等の基本的な情報については、平常時から市関係部局での共有に努めるとともに、災害時に避難支援を行うために必要な範囲において、平常時から民生委員、自主防災組織、消防団等に対して提供し、共有する方式です。

また、要援護者名簿の整備や個別計画の策定にあたり、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合は、原則として要援護者本人に対して調査し同意を得ながら収集するものとします。

なお、自主防災組織等に要援護者情報を提供する場合には、個人情報保護の観点から、覚書等の提出を受け守秘義務を確保するとともに、研修会の実施等によりその周知を図るものとします。

(2) 手上げ方式

第1章-4で規定した要援護者の対象範囲の方で、新たに要援護状態となったこと等により、災害時における避難支援を受けるため、要援護者名簿への登録や個別台帳の作成を希望し、平常時から民生委員、自主防災組織、消防団等への情報提供に同意する方は、自ら市に申請することができる方式です。この方式は、災害時要援護者登録制度として運用するものとし、市は、広報うらやす、ホームページ等を利用し、当該制度を広く周知していきます。

(3) 同意方式

民生委員、自主防災組織、福祉関係者等が、地域において支援が必要と思われる方々を把握し、要援護者名簿への登録、個別計画の作成について要援護者へ直接働きかけ、災害時における避難支援の希望の有無を把握する方式です。なお、要援護者名簿への登録及び個別計画の作成に際しては、民生委員、自主防災組織、消防団、避難支援者等への情報提供について、要援護者本人の同意を得るものとします。

2 災害時要援護者名簿の作成及び管理

(1) 災害時要援護者名簿の作成

市福祉関係部署が保有する障がい者又は要介護者等に関する情報や関係機関共有方式、手上げ方式及び同意方式に基づき収集した情報に基づき、要援護者名簿を作成します。この要援護者名簿には、おもに住所・氏名・性別・電話番号・生年月日・家族構成人数・身体等の状況・緊急時の連絡先・加入自治会・担当民生委員・避難支援者などが記載されます。

なお、情報の提供及び共有について同意を得ることが困難な要援護者については、個人情報保護条例第6条(3)の規定又は災害対策基本条例及び施行規則の規定により情報提供が可能な場合を除き、自主防災組織等に情報の提供は行いません。ただし、情報提供不同意者については、当該者の情報を保有する市の担当課で名簿の整理・管理を行います。

(2) 災害時要援護者名簿を共有する関係機関等

要援護者名簿は、災害時における安否確認や避難誘導などの避難支援が迅速に行えるよう、支援を行うのに必要な範囲において、平常時から、民生委員、自主防災組織、消防団等が共有するものとします。

共有する関係機関等は次のとおりです。

- ア 自主防災組織
- イ 民生委員
- ウ 消防団
- エ 市関係部署（高齢者支援課・障がい福祉課・介護保険課）
- オ 市災害対策本部事務局（防災担当部署）
- カ 市災害対策本部援護対策部事務局（社会福祉担当部署）
- キ その他特に必要とされる関係機関

(3) 災害時要援護者名簿の管理

市は、要援護者情報を電子媒体で管理する場合には容易に推測されることのないパスワード等を使用し、紙媒体で管理する場合には施錠できる保管庫で管理するなど、要援護者情報が共有者以外に漏洩することのないよう厳重に管理を行います。

情報の管理及び更新の考え方は次のとおりです。

ア 市は、要援護者名簿を、電子媒体の場合はパスワード等を使用し、紙媒体の場合は施錠ができる保管庫等を使用し厳重に管理します。ただし、要援護者名簿の提供は、紙媒体により行うものとします。

イ 市は、民生委員、自主防災組織、消防団等の情報共有者（以下「情報共有者」という。）と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わし、情報共有者に法令等に基づく守秘義務を厳守させるものとします。

ウ 市は、情報共有者による要援護者名簿の管理状況を常に把握するとともに、

情報共有者向けに個人情報保護制度等に関する研修会等を開催します。

- イ 市は、要援護者名簿の情報の更新後の旧名簿等を確実に回収し処分します。
- オ 市は、要援護者名簿の情報の更新（新規・変更・削除など）は、原則として毎年度1回以上行います。

（４）災害時要援護者登録制度の創設

災害時要援護者登録制度

要援護者の対象範囲に含まれる方々が新たに要援護状態となったこと等の理由により、災害時における避難支援を受けるため、要援護者名簿への登録や個別台帳の作成を希望する場合で、要援護者の情報を平常時から民生委員、自主防災組織、消防団等へ提供することに同意できる方に対し、自ら登録できるしくみとして、災害時要援護者登録制度を創設します。

災害時要援護者登録の申請

要援護者として登録を希望する場合は、登録者本人の情報を民生委員、自主防災組織、消防団、避難支援者等が共有することに同意する必要があり、「災害時要援護者登録申請書」により申請を行います。また、当該登録者は、登録内容に変更が生じた場合には速やかに変更申請を提出します。この申請を行うことにより、個人情報に常に更新・管理され、災害時における迅速な避難支援につながります。

災害時要援護者登録の辞退及び抹消

要援護者が登録の辞退を希望する場合は、「災害時要援護者登録辞退届」を提出し、市は、届け出に基づき登録を抹消したときは、「災害時要援護者登録抹消通知書」により通知します。また、要援護者が死亡もしくは市外転出等により要援護者に該当しなくなったときなどは、市は登録を抹消することができるものとし、この場合も可能な範囲で通知を行うものとし、

第4章 個別計画の策定

1 個別計画の目的

本計画をふまえ、要援護者一人ひとりの避難支援計画となる「浦安市災害時要援護者避難支援プラン<個別計画>(以下「個別計画」という。)」を策定します。

個別計画の策定においては、要援護者名簿への記載内容の他、手上げ方式や同意方式により得られた情報に基づき、要援護者の避難支援等を迅速かつ的確に行うために必要な情報(避難経路、かかりつけ医療機関、常備薬など)を盛り込み、要援護者ごとの個別計画(以下「個別台帳」という。)を作成します。

2 個別台帳の作成

個別台帳の作成にあたっては、災害時における避難支援者(原則として複数人)、避難所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、要援護者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族が同席する)と民生委員、自主防災組織等が話し合いを行い、必要に応じて、保健師、担当ケアマネジャー等の専門的な助言・支援を要請するものとします。

3 個別台帳に盛り込む事項

個別台帳に盛り込む事項は、おもに次のとおりです。

- ア 個人情報(氏名、性別、生年月日、住所、身体の状況及び連絡先)
- イ 緊急時の連絡先
- ウ 加入自治会
- エ 担当民生委員
- オ 避難支援者
- カ 避難所
- キ 避難経路
- ク 病院等の関係機関への搬送ルート
- ケ 避難支援等を要する理由
- コ かかりつけ医療機関や処方されている薬情報
- サ 上記ア～コその他支援を受けるにあたって必要な情報

4 個別台帳の更新

災害時に迅速かつ的確に要援護者の避難支援等を行うため、個人情報の保護に留意しつつ情報の更新を定期的に行う他、要援護者本人や避難支援者等からの情報変更の届け出等により、個別計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新します。

5 個別台帳の管理

個別台帳には要援護者の個人情報等が多く含まれるため、要援護者名簿と同様に、情報が共有者以外に漏洩することのないよう十分に情報管理の徹底を図る必要があります。

個別台帳の管理方法は、基本的に要援護者名簿の管理のしかたと同様です。

第5章 避難所の支援体制

1 避難施設等における支援

(1) 避難所の運営

避難所の設置に際しては、設置直後の混乱状態であっても、できるだけ速やかに要援護者のための居住空間を区別するなどの必要があります。

また、避難所において、全ての要援護者に対する支援が十分に行えない場合には、災害医療におけるトリアージ（治療優先順序の選別）を参考にしつつ、支援者の有無や障がい等の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応することとします。さらに、災害時にできるだけ各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施できるよう努めます。なお、要援護者の居住空間として適した場所はおもに次のとおりです。

- ア トイレに近い場所
- イ 通路や廊下等に出やすい場所
- ウ 階段を使わなくても行動できる場所
- エ 椅子を使用できる場所

(2) 物資の供給

食料や生活用品等の生活物資の配布にあたっては、まず、体力的に劣る高齢者や負傷者等を優先する配慮が必要です。また、要援護者に配布する食料については、できる限り温かい食事とし、必要に応じて柔らかくしたり、油分塩分を控えたりするなどの配慮が必要です。

なお、病気療養者やアレルギー患者などの場合は、食べられない食材等があるので、避難所の受付時によく確認しておくとともに、本人にも注意を促すことなども必要です。

(3) 情報提供

災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くことになるため、テレビやラジオなど報道機関による情報や市からの各種情報等の的確な情報提供が重要になります。

(4) メンタルヘルスケア

要援護者は、慣れない避難生活が続くことにより、疲労やストレスが蓄積することも考えられます。そのため、避難所等において、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施することが必要です。また、高齢者等においては、精神的なショックによる心身への影響が大きくなることも考えられ、特にメンタルヘルスケアに留意する必要があります。

トリアージ（Triage）は、人材・資源の制約の著しい災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。

(5) 医療班等による避難所巡回

障がいの重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師等からなる医療班等が避難所等を適宜巡回し、健康状態の確認や健康面の相談に応じることも必要です。その結果によっては、福祉避難所や医療機関等への移送を検討する必要があります。

2 福祉避難所の整備

福祉避難所は、災害時において、特別に配慮が必要な要援護者の避難生活を支援するための専用施設であり、総合福祉センターや地区公民館等を福祉避難所として指定することとなり、その整備にあたっては、次のような取り組みを行うこととします。また、福祉避難所が不足する場合には、必要に応じて、市内の社会福祉施設、福祉サービス事業者あるいはホテル事業者等に協力を要請します。

さらに、要援護者が病状等の急変などにより、治療や手当てが必要になった場合には、病院、社会福祉施設等へ緊急入所・入院等について必要な協力を要請します。そのため、平常時から市内の病院や社会福祉施設等との連携や協力体制の整備に取り組みます。なお、福祉避難所の整備に当たり配慮すべき事項はおもに次のとおりです。

- ア 要援護者に配慮した生活スペースの設置
- イ 生活支援、心のケア、相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員などの配置
- ウ ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープなど施設のバリアフリー化や耐震化

3 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携

災害時における要援護者に対する避難支援にあたっては、近隣住民を中心とした地域における支援活動や避難支援者による支援が円滑に行われることが重要です。被災地においては多くの避難支援者が必要となることも想定されるため、ボランティア団体等へ協力要請を行います。また、災害ボランティアセンターを通じて、個人ボランティアの受付・登録を行い、活動場所へ派遣します。

そのため、浦安市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、ボランティア団体等と積極的に協力・連携を図ります。また、専門的知識や技能等を必要とする場合は、千葉県災害ボランティアセンターへ派遣要請を行います。

なお、災害時において、要援護者に対して期待されるボランティアの種類・活動はおもに次のようなものです。

- ア 高齢者、肢体不自由者等の移動、活動支援
- イ 高齢者の話し相手
- ウ 聴覚障がい者に対する手話通訳、要約筆記

1. 災害時要援護者の特徴およびニーズ（例）

出典：「災害時要援護者対策ガイドライン」日本赤十字社

	区 分	特 徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高齢者等	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	（寝たきり） 要介護高齢者	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身 体 障 が い 者	視覚障がい者	視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障がい者	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治	避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 継続治療できなくなる傾向がある。

		療（透析等）が必要である。	透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手手段の手配が必要となる。
知的障がい者	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。		気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障がい者	多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。		精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要となる。 自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。

2 . 浦安市個人情報保護条例【抜粋】

<p>第6条(利用及び提供の制限)</p> <p>実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供すること(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</p>
--

3 . 浦安市災害対策基本条例【抜粋】

第 24 条（災害時要援護者に係る個人情報の利用及び提供）

市長は、前条第 1 項に規定する援護体制の整備又は援護（以下「援護等」という。）を行うため、援護等の事務以外の事務で取り扱っている災害時要援護者に係る個人情報（浦安市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 32 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、援護等を行うのに必要な範囲内において、援護等のために利用することができる。

- 2 市長は、自主防災組織、民生委員その他の規則で定めるもの（以下「自主防災組織等」という。）が災害時における災害時要援護者の援護を行うのに必要な範囲内において、災害時要援護者に係る個人情報を自主防災組織等に対し提供することができる。
- 3 前項の規定により提供する災害時要援護者に係る個人情報及びこれを提供する自主防災組織等は、規則で定める。

4 . 浦安市災害対策基本条例施行規則【抜粋】

第 3 条（条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める自主防災組織等）

条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める自主防災組織等は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 民生委員
- (3) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条第 3 号に規定する消防団

第 4 条（条例第 24 条第 3 項の規定により規則で定める個人情報）

条例第 24 条第 3 項の規定により規則で定める個人情報は、次に掲げる災害時要援護者に係る氏名、性別、生年月日、住所、身体状況及び連絡先とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により同法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が要介護 3 から要介護 5 までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表に定める視覚障害又は下肢、体幹若しくは移動機能の障害の障害程度が、それぞれ 1 級又は 2 級であるもの